

令和2年度第1回南あわじ市いじめ問題調査委員会 会議録

・会議開催日時 ・会議開催場所 ・出席者 ・欠席者 ・傍聴人等	令和2年11月9日（月）午後1時57分から午後3時20分まで 市役所第2別館3階多目的ホール 委員：曾我智史、蔭山あづさ、山崎哲也、岡真奈美、松坂壽仁 事務局：木田総務企画部長兼総務課長、榎本係長、森浦係長 説明員：白木学校教育指導主事 なし 傍聴人：0人、報道関係：0人
・次第	1. 開会 2. 議事 （1）委員長及び副委員長の選出について （2）南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について （3）南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について （4）県内外他市町におけるいじめ問題の現状等について 3. その他 4. 閉会
事務局（課長）	本日はご多忙の中、南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の委嘱状交付並びに令和2年度第1回いじめ問題調査委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、この度は、南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の就任についてご快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。 それでは、まず委嘱状交付を行います。委員の任期は、本年10月1日から令和4（2022）年9月30日までの2年ということで、本来であれば10月1日に委嘱させていただくところでしたが、コロナウイルス対策等もあり、日程の調整が遅れ本日の開催となったことお詫び申し上げます。 では、市長から委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。資料1ページの名簿順に交付させていただきます。 （委嘱状交付）
市長	守本市長からあいさつを申し上げます。 改めまして、皆さんこんにちは。今日はお忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。またこれから2年間、いじめ問題調査委員会委員をお引き受けいただき、大変ありがとうございます。2年前にこの委員をお願いしまして、幸いなことに今までこの調査委員会にかけるような大きないじめ問題は出てきていないということでございます。私が承知している中では細々したものがありましたが、学校側の努力でうまく収まっているということでございます。またいくつかの学校では、スクールチャレンジ事業で学校が自分たちの課題だと思うことを自分で選んで行ういろんな研修やプログラムがあるんですけど、その中でも、いじめ問

	題を選んだ学校がいくつかあります。それは、どちらかといえば先生が関わるというよりも、生徒たちが自ら、いじめについて考えるというような取り組みが、比較的良い成果を上げているのかな、というふうに感じております。ただ一方で、最近の問題として、ご存知の通り、南あわじ市でクラスターが出ておりまして、本当に幸いなんですけれども、例えば病院のスタッフの方で陽性になった。その子弟が、小学生だったり中学生だったりというようなケースが、現実には幾つかありましたが、結果的には皆さん陰性だったということで、胸をなでおろしているという状況ではございます。けれども、そうした環境の中でやっぱりいじめは非常に起きやすい状況ですので、これは教育委員会の方も非常に力を入れまして、そういうことがないように、患者さん、或いはそのご家族、そして医療関係者に対する、差別、或いはいわゆる風評被害的なものがないようにということでもかなり徹底をして、クラスでもやっていただくということで、私が聞いている限りではそういう問題は今のところ生じてない、というようなことでございます。いずれにしましても、常時こういう、子どもの人権問題といったようなところ、本当に注意を払っていく必要があると思いますし、そういうものがおそらくまち全体としても快適な、気持ちよく住めるまちづくりに繋がっていくんじゃないかなというふうに思いますので、委員の皆様方には引き続きのご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（課長）	市長は他の公務のため退席させていただきます。
市長	（退席）
事務局（課長）	続きまして、令和２年度第１回いじめ問題調査委員会を始めさせていただきます。 本日の委員会の議事として、委員会の委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。その後に、いじめ問題調査委員会の概要の説明、当市におけるいじめ問題の現状等をさせていただく予定となっております。 具体的な事案の審議を行わないため、本日の会議については公開とさせていただきます、会議の開催についてもあらかじめホームページで公表しますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 本日の委員会は、任期開始後の第１回目ということで、委員長が決まるまで、事務局で議事の進行をさせていただきます。 まず委員会の成立について確認させていただきます。資料５ページをお開きください。 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第２０条の規定により準用する第１３条第２項により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されています。本日の出席者数は５名、欠席者数は０名で委員の過半数の出席がありますので、委員会の成立を報告させていただきます。 次に次第２、今回は第１回目の会議になりますので、誠に恐縮に存じま

委員	すが、改めまして委員の皆さまに自己紹介をお願いします。
事務局（課長）	（自己紹介） ありがとうございました。続きまして事務局職員を紹介させていただきます。
事務局	（自己紹介）
事務局（課長）	本日は説明員として学校教育課の白木学校教育指導主事に出席いただいております。
学校指導主事	（自己紹介）
事務局（課長）	次に「議事（１）委員長及び副委員長の選出について」を議題といたします。 本日の会議資料４ページをご覧ください。南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第２０条で準用する第５条の規定により、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることになっていますので、今回新たな任期の始めです。委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思いますが、まず委員長について立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしょうか。 特に皆様方からご意見がございませんので、事務局案として申し上げます。よろしくお願いいたします。
委員	はい。
事務局（課長）	そうしましたら弁護士でもいらっしゃいまして、第１期において委員長を務めていただいております曾我委員に、事務局といたしましてはお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。
委員	（異議なし）
事務局（課長）	委員長に曾我委員の就任をお願いしたいと思います。 それでは、席のご移動をお願いします。 委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。
曾我委員長	２期目も委員長を務めさせていただきます。この２年間の間は宝塚とか神戸の再調査委員会委員も経験してきました。その経験を含めてまた皆さんに還元できればと思っております。よろしくお願いします。
事務局（課長）	ありがとうございました。続いて副委員長について立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしょうか。
曾我委員長	できれば前年度と同じく蔭山先生にお願いできたらと思いますがいかがでしょうか。
蔭山委員	はい。この２年間もお引き受けいたしたいと思っております。よろしくお願いします。
事務局（課長）	ここからは、条例第２０条で準用する第１３条第１項、委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となると規定されていますので、会議の進行につきまして、曾我委員長にお願い申し上げます。
曾我委員長	それでは、議事の（２）に入りたいと思います。 南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について、事務局から説

事務局（森浦） 曾我委員長	明をお願いします。 （説明） ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
岡委員	学校から教育委員会へ重大事案の報告をされるとのことですが、重大に関わらず報告されるんですか。
学校指導主事	小学校が 15 校、中学校 6 校あります。21 校から毎月問題行動、器物損壊、けんか、深夜徘徊、不登校など、1 ヶ月に 1 回報告があります。いじめは定義がありますが、ささいないじめから上がってきます。重大事態は発生してないです。
曾我委員長	一応、定期報告は 1 か月に 1 回あるけれど、緊急を要する事案があれば、定期報告以外の、その都度報告をするとか、そういう仕組みになっているんですか。
学校指導主事 曾我委員長	大きな問題が起こりましたら、その都度です。 他にご質問ありますか。 それでは、議事の（3）に入りたいと思います。 「南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について」、事務局から説明をお願いします。
学校指導主事 曾我委員長 松坂委員	（説明） 委員の皆さま、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 長期欠席の場合、生徒との接触はどのような方法で行っていますか。
学校指導主事	最近、1 ヶ月休んでしまうようなケースもあります。基本的にはまず担任、学年の先生、部活動の顧問、養護教諭等学校の方で対応をしていただいて、なかなか本人と会えないという時には、関係機関、教育委員会等が保護者と相談しながら、協力して対応しています。
松坂委員	本人の意思ではなく保護者の意思で休まれるようなケースはありますか。
学校指導主事	コロナ禍で親が心配やからという理由で、登校ができていない児童・生徒もいます。
山崎委員	いじめの実態を学校側が把握するっていうのは非常に難しいと思います。といいますのは、やっぱりいじめで一番深刻なのは、やっぱり集団で無視をするとか、陰口を言うとか、見えにくいことだからだと思うんです。どうやったら把握できるのか、学校側でいじめを認知する方法など、どういうことでこういう事例を認知していかれたのか。例えば本人の申し出なのか、それとも他のお母さんとかお父さんから連絡がいったのか、同級生からか、担任の先生に言ったのかなど、どういうルートが多いのか、教えていただきたい。
学校指導主事	認知ですけど、小学校と中学校では若干違います。小学校は保護者の方から、「うちの子が最近学校に行きたがらない、あの子に嫌なことされている」というような事例が多いですね。中学校になると、自分から言

	うっていうのもありますが、友達が担任もしくは部活の先生に相談するとうような、友達関係が多いですね。
山崎委員	それは意外な感じもしましたし、いいことですね。どうしてもいじめの傍観者的なグループが圧倒的に多いので、もしこう言うと、自分も何かされたら困るっていうのがあると思います。これからもっとそういうルートを強化していただけたらというふうに思います。中学生では、親御さんから連絡なんてことはないんですか。
学校指導主事	保護者からもないこともないですが、小学校と比べると全然数が違います。
山崎委員	保護者が誰に言えばいいのか、わかりにくい時もあるというふうに思います。担任の先生には言いにくいなというような時は、学年主任の先生かクラブの顧問先生かなと、親としては考えると思うんですが、できれば学校側から誰に言ってもいいですよ、みたいなことを明言、明文化していただけたら、相談しやすい気がします。
松坂委員	法務局の子どもの人権 SOS ミニレター窓口へ届けられた、重大な事案について今年はないですか。
学校指導主事	いじめの相談窓口が県の方にありSNS（LINE）で相談する窓口があるんですが、3件ありました。1件は、教育事務所を通じてきたんですが、学校が対応済み。ほかに学校の方でトラブルがあるということで、2件ほど保護者の方が相談されたようですが、これも学校で対応中です。 確かに先ほどおっしゃっていただいたように、おうちでお話できれば一番いい。次に学校でお話できればいい。できない場合もしくは、おうちの方もどこに相談していいかわからない場合、中学校であれば、担任の先生、学年にも生徒指導の先生がいます。部活の顧問もいます。小学校には担任、生徒指導の先生、保健の先生がいます。それぞれお話しやすい先生方のところに、行くとは思いますが、小学校では担任の先生、生徒指導の先生というより校長先生に話される方もいます。教育委員会の方にも、直接連絡が来ることも数件ありました。学校の方に連絡していただいているですよと言うんですけど、相談窓口の周知の仕方はもう少し考えた方がいいかなと思いました。
岡委員	いじめの事例は、児童と児童ですが、先生から生徒に対してというのはどうでしょうか。
学校指導主事	いじめの定義が、児童等というところですよ。それとはまた別に、欠席の理由等で学校の先生が怖い、コロナが心配だからといった事例があります。管理職から指導いただいているケースがあります。
曾我委員長	資料7ページ、いじめ防止対策推進法の規定が一部載っています。第2条にいじめの定義が載っています。児童間で、あることをされたことによって、そのされた児童が心身に苦痛を感じているものであれば、いじめに該当することとなります。
蔭山副委員長	確かに、保護者にしたらどこに電話したらいいのか、相談すればいいの

	か、といった声を聞くことがあります。いじめの窓口についてルート化をしているというのを私も見たことがないので、認知ルートを確実にするには1つの方策かなと思いました。それから、ルートが中学生の場合は、友達から上がってくることが多いっていうのはもっともだと思います。中学生になると親には言わないっていうのは多いです。一番多いのは友達や先輩、次に親御さんで、最後が先生ですね。何か困ることがあったら誰に相談しますかっていう、心理教育を授業する時にアンケートを取った結果はどこでもそうです。だから友達から先生に言ってもいいんだっていうこと、友達を守るために子ども達が学校の先生に言ってもいいんだっていうメッセージを学校の大人が、生徒さんに対していろんな形で伝えていただくような、要素を入れていただけたらいいかなと思います。それを明文化することは難しいところだと思いますが、それをどういうふうにこの生徒さんに届けるかっていうのは、先生と生徒さんの1日の生活の中で、そういう環境を作り出すっていうのがいいでしょうし、もしかしたら明文化するっていうのはありかなとは思ったりしました。
曾我委員長	貴重な意見ありがとうございます。山崎先生がおっしゃった言葉にもありましたが、傍観者がやっぱりキーパーソンになってくるだろうと思います。いじめ自体はどうしても起こってしまう。その定義が、心身の苦痛を感じていればいじめと認定されるので、いじめそのものをゼロにするというのは極めて難しいと思います。それが深刻化しないように防ぐというのが大事で、そのためには誰が大事かという傍観者ですね。傍観者とされる方々は傍観者でないようにする。また、脱傍観者っていう仕組みづくりが必要かなと思います。脱傍観者するためには、蔭山先生がおっしゃった形で、学校に対して相談できるルートが明確化されているというのも脱傍観者にする仕組みだと思います。各学校において検討してもらわないといけない。教育委員会や教育事務所の方にいじめ相談窓口が確かにあるんですが、相談ケースが少ない。毎回周知が課題になっているんですが、児童生徒はみんな知らない。SNSとLINE相談は、パイロット事業で3年ぐらいやっているんですが結構盛況で、相談件数は増えているみたいです。ただ匿名で相談することになっていて、相談を受けている側としては、どこの生徒が相談をしているのかわからないので掴みにくい。そういう課題もあるんですが、それは教育委員会の方でやっている事業として、重要な位置付けであると思います。各学校において、ここに相談したらいいということを明確化しているというのは大事かなと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。
学校指導主事	今コロナ禍で、それに疑わしい家族とか出てくると思います。そういった時の学校の対応、生徒指導っていうのを今、心配しています。いじめの定義については浸透してきたんですが、本当に先生がすごく信頼されていれば、必ず先に先生に連絡を取ると思うんですが、そうではなくて、相談先が先輩とか友達とか親っていうところに、学校の現状があるのかなというふ

曾我委員長	うに思います。組織で対応するっていうのもそうですし、小さいところから対応しとかなあかん、ということであたっているクラスや先生が多い。小さなところからあたっているいろんなケースがあるので、学校で、みんなであたりましょう、っていうような組織の力で見逃しを少なくしていこうと思いました。あと、窓口がはっきりしてなかったのも、それは学校の方に連絡しようかなと思っています。 検討いただければと思います。ありがとうございます。
蔭山副委員長	次に、議事の（４）、「県内外他市町におけるいじめ問題の現状等について」、今まで他市において関わってきた経験等を踏まえて私の方からご紹介をさせていただきます。 （説明） 委員の皆さま、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
松坂委員 学校指導主事	私は学校以外に医療現場でも働いていまして、いじめを繰り返し受けた経験を持っている患者さんは意外と多いです。１回でもいじめが非常に大きな事案ですと大きな傷がつきますし、軽微なものでも、繰り返されると大きな傷となります。そういうことが、生きていきにくさにつながるような経験になり得るんです。この間もよくこれだけ毎年受けてきたなというような事例がありました。繰り返されているというのは、何かしら申し送りがきちっとされていたら防げていたかもしれないというふうに思いました。曾我先生がおっしゃっている横のチームワークで、その時に対応することとはとても大事だと思いますが、もう１つ縦の線でちゃんと引き継いでその子を守るっていうことを頑張っていたいただけたらなとも思います。残念なケースが何ケースもあるので対応をお願いしたいなあって思います。カルテを作って、サポートファイルのように個人情報をつきつり守りながら、そのカルテを引き継ぐっていうことが前提になります。
松坂委員	新しい道徳の内容について教えていただきたい。 学習指導要領が小学校は今年から、来年度は中学校も変わります。いじめというのはもちろん道徳に関係がありますし、教育活動全体で考えることであります。
曾我委員長	いじめが犯罪にあたることもある。今の日本の場合は、いじめを受けた側の学生さん、生徒さんを何とか守っていこうという形になっているんですが、外国ではそうではなくて、いじめた側を何らかの形で処置する。もしくは、どこかセンターなどに集めて処置をしている。日本の場合は、より教育的な問題と考え、いじめられている側の保護を重要視している。重要なのは、例えばいじめを見ても他の生徒はそれに対して無関心、触らないケースが多い。次に自分のほうにいじめが回ってくるから。そうではなくて、みんなが自分のこととして捉えるようにする、新しい道徳ではそういうかたちですね。
曾我委員長	松坂先生がおっしゃったのは、先ほど私が申し上げた脱傍観者の話と同じ話だと思っていまして。いじめを許さない、その空気づくり、学級づくりが

学校指導主事	求められており、道徳の時間を活用して、授業の中に組み入れてもらうのがいいかと思います。多分、道徳の時間にいじめの話をされているんじゃないですか。 はい。あと学校行事等においても力をいれています。何か取り組む時に、みんなの力が必要なんだというような土壌づくり。いじめがあかんっていうのは、もちろんわかっているんですけど、それを裏付けることがたくさんあるので、みんなで協力して一人ひとりが必要なんだよっていうような学級経営の視点は、来年度からの指導要領の中でもさらに言われてくると思います。
山崎委員	いじめは駄目だっていうムードを作ることは大切。あとはいじめられたとしても、それは決して恥ではない。どうしても自己評価は下がります。だから、価値がないように感じて、親には言えずひたすら耐えることになってしまいがちなんです。そうじゃなくて、いじめられた側が、たまたまこういう事態になってしまった時に、自分ひとりではなかなか解決できないなら誰か人に頼ってもいいよっていうような周知も大切なこと。いじめられてしまったら、気軽に相談できるような雰囲気づくりっていうのはされていますか。
学校指導主事	ある中学校では生徒会が立ち上がって、実際に話が出ています。1、2年生の生徒は、先生にももちろん言いに行きますが、3年生の存在感が大きいので、結構、生徒会の方にも相談して、その生徒会の情報を生徒指導委員会で共有するなど、言いやすくなるっていう部分、クラスの子にも近すぎて言いにくいから生徒会にお願いしようかというような仕組みができて、1つ事例としてあげられるかなと思います。
曾我委員長	いじめられた子どもからすると、そのときどうすればいいのか、と。例えば、あらかじめ学校からですね。西宮やったら、あらかじめ筋道を示している。そうすると相談しやすくなる。中学生であれば、先生と距離感があるので、なかなか相談しようとか思わない。そこは、どの時代でもそうなのかと思います。成長発達の過程がありますので。いじめられた時にどうしたらいいかわからない、と思っている子どもがほとんどだと思うんです。とりあえず友達に相談するけれどもそれでいいのか、それで解決するかもわからない。その解決の見通しが持てないので、余計にしんどくなるので、筋道を学校側が提示しておく、いじめられたらこういうふうに相談する、さらに相談した後に、学校の先生方がどういう対応をしていくのか、あらかじめ示せるところがあるのであれば、より相談しやすくなる。相談しようと思う。相談しようという気が起きる。その仕組みづくりが大事なかなと思います。山崎先生からの話を受けて思いついたことを話しました。
蔭山副委員長	いじめられた子が誰かに頼れるルートを作っておく。それは自分が困った時に信頼できる他人、大人にいつでも頼っていいんだよっていうような、他人に頼るのも能力だよっていうのを授業の中でぜひ取り上げていた

学校指導主事	できればと。スクールカウンセラーが授業することが役割かなとは思いますが、心理教育について、先生方の研修もそうですし、生徒さんや保護者にもそういう授業をしないといけなくなっているんですよね。 年2回。一回で聞く生徒もいれば、特効薬ははっきりしないんですけども、いろんなことをしながら、スクールカウンセラーがあたって、担任の先生があたって、部活もあたって保護者もあたってという感じでみんなやっていうようなところで、結局見過ごしがないようにしないといけないな、というふうに思います。
蔭山副委員長	理想的には先生も仕掛ける、保護者の方を刺激する、何より生徒さんを揺さぶるっていうことをできたら、それらを集めて系統的なシステムにしておく効果があるんじゃないかなと思う。ただ先生方はとても忙しいので、それをどの時間に年間何時間かけるかっていう、現実的な問題もあると思います。
学校指導主事	いじめに対応する年間計画はもちろんあります。きっちり各学校から提出していただいているんですが、それを実施して、どんな反応が増えているかというような細かい部分に関しては、各校温度差があるのかなと思います。先生方の横の繋がりもそうですし、保護者ともそうですし、いろんなネットワークが形式的ではなくて、ほんまに1つになればいい。学校内で横の関係、縦の関係、雰囲気づくりと、誰に言ってもいいですよというような保護者から学校に対する時の窓口やいじめられた子に対する窓口、さらに簡素化したモデルづくりを学校の方に伝えていきたいと思います。
曾我委員長	本日、予定されていましたが審議内容については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお戻しします。
事務局（課長）	本日は慎重、ご審議いただきありがとうございました。 本日の会議録については、事務局で作成し次第、委員の皆さまへお送りさせていただきます、確認及びご決定いただくことにさせていただきます。 次回の委員会は、情報共有のために開催の場合、又は市長から諮問があった場合に開催ということになりますので、その際には委員の皆様にご連絡させていただきます、日程調整させていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。